

事務連絡
令和6年8月8日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

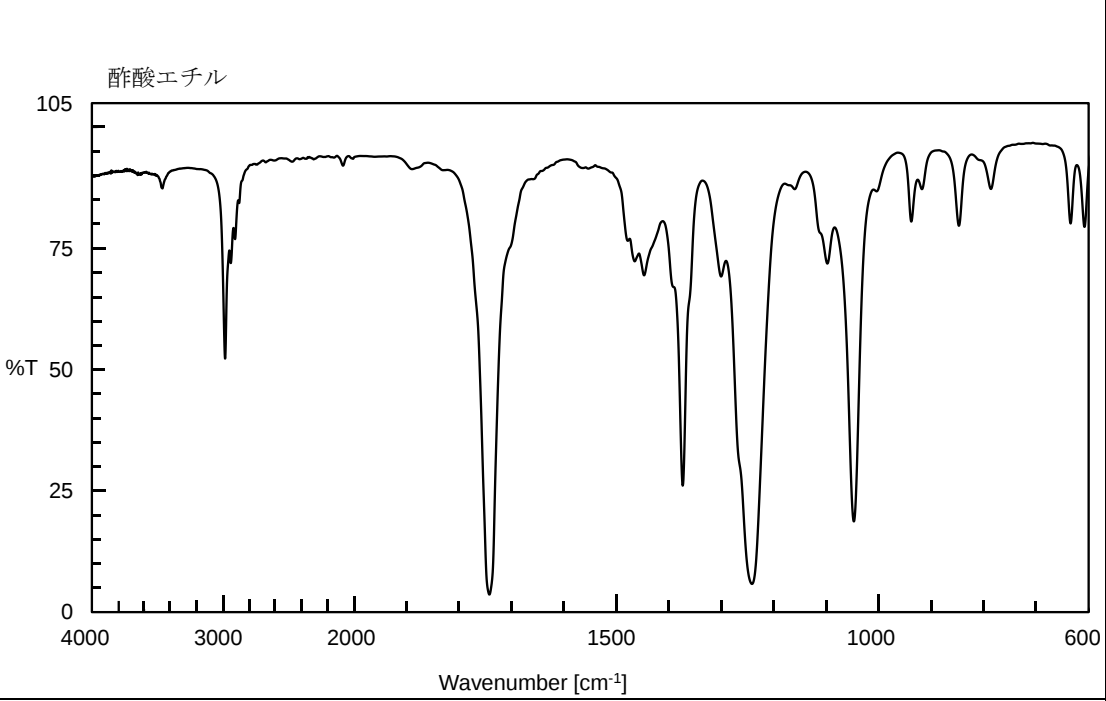
消費者庁食品衛生基準審査課

食品、添加物等の規格基準の誤植等について

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）については、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第29号）により、「第2 添加物の部」の内容の一部を改正しましたが、一部に誤植等があったことから、別紙のとおり正誤表を送付いたします。つきましては、別紙の内容について関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配慮をお願いします。

なお、本誤植等については、別途、規格基準告示の改正を行う際に、併せて修正を行う予定であることを申し添えます。

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）「第 2 添加物の部」正誤表

分類	品名等	項目	誤	正
C 試薬・試液等		2. 容量分析用標準品	2. 容量分析用標準品	2. 容量分析用標準液
D 成分規格・保存基準各条	酢酸エチル	参照スペクトル	(新設) ※参照スペクトルの挿入漏れ	<u>参照スペクトル</u> 
D 成分規格・保存基準各条	炭酸カルシウムⅡ	定義	本品は、炭酸カルシウムを主成分とし、 <u>1</u> ー酒石酸・ <u>1</u> ーリンゴ酸カルシウム複塩を含みうる方法で製造されたものである。	本品は、炭酸カルシウムを主成分とし、 <u>1</u> ー酒石酸・ <u>1</u> ーリンゴ酸カルシウム複塩を含みうる方法で製造されたものである。